

(届出先)土浦市長

届出者 住 所

氏 名

( 法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名 )

電 話

不燃性一般廃棄物搬入届出書

土浦市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則第7条第2項の規定により、土浦市処理施設に搬入する不燃性一般廃棄物について、次のとおり届け出ます。

廃棄物の種類	(1) 空き缶・空き瓶	(7) 家具類(大部分がスチールでできているものに限る。) 机( 脚)・椅子( 脚)	
	(2) 乾電池		
	(3) ガラス類(コップ・窓ガラス等)	(8) 寝具類(ベット・マットレス等)	
	(4) 磁器・陶器	(9) その他	
	(5) 小型の家電製品 (ストーブ・ビデオデッキ・電気炊飯器等)		
	(6) 自転車( 台)		
発生場所		搬入量	kg
搬入者住所			
搬入者氏名			
搬入車両	登録番号	積載量	kg
※ 受 付 欄		※ 確 認 欄	

備考

- 1 上記以外の廃棄物は、搬入しないこと。
- 2 廃棄物の搬入は、届出日から2週間以内に行うこと。2週間を経過した場合は、再度届出書を提出すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。